

高等学校における新学習指導要領からみる 消費者教育の進め方

玉川大学 教育学部 教授 樋口 雅夫

2022年4月から、高等学校において年次進行で学習指導要領（平成30年告示）が実施されます。学習指導要領とは、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するために国が学校教育法に基づき定めているもので、小中高の各学校が編成する教育課程の基準となるものです。社会や子供たちを取り巻く環境の変化などに伴い、これまでおおむね10年に一度改訂されてきています。今次改訂で注目されたのは、18歳という年齢、そして高等学校教育でした。これは、民法改正に伴い、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることへの高等学校教育での対応が強く意識されたことによるものです。大人である18歳（おおむね高校3年生）になるまでに、どのような資質・能力を身に付けておくことが必要か、との観点から、家庭科や公民科をはじめとする各教科等の目標・学習内容が系統的に整理され、消費者教育の充実等を含む大幅な改訂が行われたのです。

学校における消費者教育では、「だまされない消費者」を育むことは欠かせません。しかし一方で、「だまされない」だけでなく、自立した消費者、消費者市民社会の形成に資する消費者を育むことも、あわせて期待されています。

学習指導要領（平成29年告示）では、中学校技術・家庭科（家庭分野）で「クレジットなどの三者間契約」や「自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響」などについて、また、中学校社会科（公民的分野）で「個人や企業の経済活動における役割と責任」や「消費者行政」などについて扱われています。

このような義務教育における学習の基礎の上に、高等学校家庭科の選択必修科目である「家庭基礎」では、「様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養う」との科目目標が規定されています。ネットショッピングやキャッシュレス決済などの身近な消費生活をイメージしながら、未成年と成年の法律上の責任の違い、若者に多い契約トラブルの現状と課題、クーリング・オフの条件と手段、安全で豊かな消費生活を送るための法制度などについて学習していきます。あわせて、万が一トラブルに巻き込まれてしまった場合、消費生活センター等に相談することの大切さについても学びます。

また、高等学校公民科の必修科目「公共」では、「多様な契約及び消費者の権利と責任」などの主題を設け、自己と社会との関わりを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成すること等について考察していきます。具体的には、幸福、正義、公正などの見方・考え方を働かせて契約に関する知識を習得させるとともに、全ての人は自由で平等な人格であり権利・義務の主体であること、自らの意思に基づいて決定した結果に対して責任を負わなければならないこと、所有権などの財産的権利を侵害されないことなど私法に関する基本的な考え方を理解させた上で、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者を育成することが目指されています。

さらに、家庭科や公民科といった教科学習に加え、特別活動などの時間を使って学年全体で消費者教育を進めることも求められます。その際、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、消費者行政や消費者教育の専門家が作成した副教材・副読本などを活用することで、全ての教師が効果的な消費者教育に取り組めるようになることが期待されるのです。